

資料編

1 「かわまちづくり」支援制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る取組みを定める「かわまちづくり計画」の作成及び「かわまちづくり」支援制度（以下「支援制度」という。）への登録等に係る事項を規定し、河川管理者が「かわまちづくり」の取組みを支援し、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指すことを目的とする。

第2 定義

1. この要綱において「かわまちづくり」とは、河川空間とまち空間が融合し、賑わいあるまちづくりによる地域活性化に資する良好な空間形成を目指す取組みをいう。
2. この要綱において「かわまちづくり計画」とは、支援制度に登録するため、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体が作成する計画をいう。
3. この要綱において「ソフト施策」とは、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体と連携して検討を実施することや、河川敷地占用許可準則（平成28年5月30日国水政第33号）（以下「準則」という。）第22による都市・地域再生等利用区域の指定をすることなど、柔軟な提案・発想を活かして、河川管理者が支援する施策をいう。
4. この要綱において「ハード施策」とは、「かわまちづくり」において河川管理者が推進主体と連携して、まち空間と融合した賑わいある良好な河川空間を創出するために、治水上の安全・安心に寄与するとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで地域活性化に寄与する河川管理施設を整備する施策をいう。
5. この要綱において「民間事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 準則第22の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域の占用主体として指定を受けている者
 - 二 河川法第20条の規定に基づき、河川管理者の承認を受けて、河川区域内において賑わいある良好な河川空間の形成に資する施設を整備しようとする者で、当該施設の整備・利用について市町村長の同意を得ている者
 - 三 河川区域に隣接する土地において、賑わいある良好な河川空間を形成するための施設の整備・利用等を実施しようとする者で、当該施設の整備・利用等について市町村長の同意を得ている者

第3 対象河川

支援制度の対象となる河川は、一級河川、二級河川及び準用河川とする。

第4 推進主体

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 市町村
2. 市町村及び民間事業者
3. 市町村を構成員に含む法人格のない協議会
4. 民間事業者

第5 登録要件

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備・活用を計画し、賑わいある良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、地域活性化に資する河川整備を行う必要がある河川

第6 「かわまちづくり計画」の作成等

1. 支援制度の登録を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で、別途定める様式により「かわまちづくり計画」を作成するものとする。
2. 「かわまちづくり計画」に定める内容は次のとおりとする。
 - (1) 水辺とまちづくりに関する基本方針、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標
 - (2) 支援事業の内容（ソフト施策、ハード施策）
 - (3) 推進体制
 - (4) 準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組
 - (5) 維持管理計画
 - (6) その他特筆すべき事項
3. 推進主体が「かわまちづくり計画」の作成や「かわまちづくり」の推進にあたって生じた課題を相談できるように、国土交通本省及び地方支分部局に窓口を設ける。

第7 「かわまちづくり計画」の登録

1. 推進主体は、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、対象河川を管轄する

各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を經由して、水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請すること。

2. 水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、実施の定量的目標、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する効果、市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性・継続性を勘案した上で、実現可能性等が高いと判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録する。

なお、準則 2 2 による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組の内容について、確認を行うものとする。

3. 水管理・国土保全局長は、支援制度に登録した場合は、申請した推進主体に対して登録証を交付する。

第 8 「かわまちづくり計画」の変更

1. 推進主体は、支援制度への登録を受けた後に、「かわまちづくり計画」の内容について重要な変更の必要が生じた場合は、「かわまちづくり計画」の変更を行う。
2. 「かわまちづくり計画」については、地域の状況を踏まえ、計画登録後または変更登録後、少なくとも 5 年以内に登録内容及び取組み状況を、推進主体と河川管理者と共同で検証し、必要に応じ計画の変更を行う。
3. 変更の手続きについては、第 7 の規定を準用する。

第 9 「かわまちづくり計画」の登録の取り消し

水管理・国土保全局長は、推進主体及び「かわまちづくり計画」の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を取り消す。

1. 推進主体に民間事業者が含まれる場合、その民間事業者が第 2 5. の要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
2. 「かわまちづくり計画」の対象となる河川が、第 5 登録要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
3. 第 7 2. で勘案した事項の状況に変化が生じ、「かわまちづくり計画」の実現可能性が低いと水管理・国土保全局長が認める場合

第 10 河川管理者が行う支援

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、「ハード施策」を行う。

1. ソフト施策

河川管理者は、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。

- 一 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施
- 二 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供
- 三 地域活性化の観点からオープンカフェやドローンポート、地域が主体となって実施するイベント施設の設置等、河川空間を活かした賑わい創出に寄与し、地域のニーズに対応した

河川敷地の多様な利用を可能とするため、準則 2 2 による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援

2. ハード施策

河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上の安全・安心に寄与する河川管理施設であるとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理施設の整備を、事業着手後、概ね 5 力年で積極的に推進する。

第 1 1 河川整備計画等との整合

河川管理者は、「かわまちづくり計画」に基づき整備する河川管理施設については、河川整備計画（未策定河川については、工事実施基本計画又は河川改良工事全体計画、準用河川においては準用河川改修計画等）との整合を図るものとする。

第 1 2 良好な空間の保全

推進主体及び河川管理者は、「かわまちづくり計画」により整備された良好な空間の保全のために、関係施設の適正な維持管理を行わなければならない。

洪水による災害を防除するために設置された施設以外の維持管理については、推進主体と河川管理者等が協議し、予め適正な管理の方法を定めるものとする。

第 1 3 その他

1. 「かわまちづくり計画」の作成及び事業の実施にあたっては、関連するまちづくりの計画等との調和に配慮するとともに、相互に円滑な推進が図られるように十分に調整を行うものとする。
2. 民間事業者が推進主体となり、「かわまちづくり計画」の作成、登録及び事業を実施しようとするときは、河川管理者及び市町村を含むかわまちづくりに関する協議会等を設置し、地域の合意を図らなければならない。
3. その他この要綱の実施に必要な事項については、別途定める。

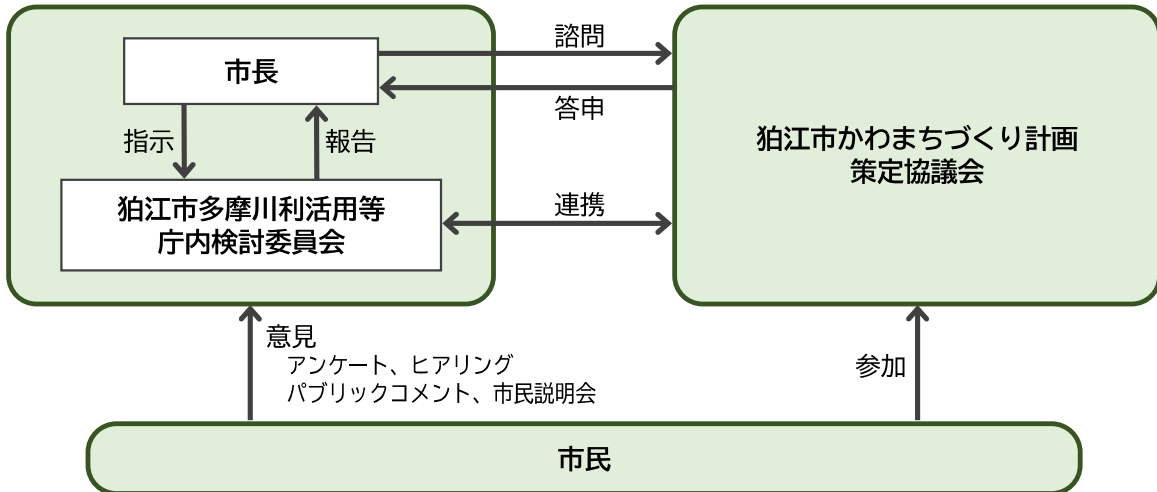
附則

1. この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 2 8 年 2 月 1 0 日付国水環第 1 0 9 号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱は廃止する。なお、廃止前の要綱に基づき行われている事業（附則 2 に基づき、平成 2 1 年 4 月 1 日付国河環第 1 1 7 号及び平成 2 2 年 4 月 1 日付国河環第 1 2 6 号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱を適用している事業を含む。）については事業完了まで、廃止前の要綱を、効力を有するものと見なして適用することができるものとする。

2 検討経緯

(1) 検討体制

本計画は、学識経験者、事業者、町会関係者、公募市民等で構成する「狛江市かわまちづくり計画策定協議会」を中心に、以下に示す体制で策定しました。



(2) 検討経緯

年	開催月日	会議等	議題
令和4(2022)年度			
令和4年 (2022年)	7月28日	第1回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 副委員長の選出について 狛江市かわまちづくり計画の策定について 多摩川活用基本計画について 市民アンケート調査及び基礎踏査の実施について 狛江市未来戦略会議について
	8月8日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 委嘱状伝達、委員自己紹介、事務局紹介 委員長・副委員長の選出 市長挨拶・諮問 委員会の進め方について かわまちづくり計画について 狛江市多摩川活用基本計画について スケジュールについて アンケート調査及び基礎調査の実施について 狛江市未来戦略会議について
	10月11日 ～ 11月10日	市民アンケート調査	

年	開催月日	会議等	議題
令和4年 (2022年)	10月16日 ～ 11月5日	多摩川利用者アンケート調査	
	10月17日 ～ 11月14日	小中学生アンケート調査	
	11月7日	第2回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第1回協議会の結果確認について 全体スケジュールについて アンケート調査等の実施状況について 基礎調査結果について 狛江市未来戦略会議「多摩川周辺エリア・未来デザインノート」について 多摩川及び多摩川河川敷の課題及び整備の方向性(たたき台)について かわまちづくりの事例紹介について 今後に向けて
	11月17日	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 前回(第1回)協議会のおさらい 全体スケジュールについて アンケート調査等の実施状況について 基礎調査結果について 狛江市未来戦略会議「多摩川周辺エリア・未来デザインノート」について 多摩川及び多摩川河川敷の課題及び整備の方向性(たたき台)について かわまちづくりの事例紹介について 今後に向けて
	11月21日 ～ 2月7日	関係団ヒアリング調査	
	1月16日 ～ 1月26日	高校生アンケート調査	
令和5年 (2023年)	1月17日	第3回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第2回協議会の結果確認について 全体スケジュールについて アンケート調査等の結果(速報)について 多摩川及び多摩川河川敷の課題及び整備の方向性について 基本理念と基本方針(案)について
	1月25日	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 前回(第2回)協議会のおさらい 全体スケジュールについて アンケート調査等の結果(速報)について 多摩川及び多摩川河川敷の課題及び整備の方向性について 基本理念と基本方針(案)について
	3月22日	第4回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3回協議会の結果確認について 全体スケジュールについて 市民アンケート調査の結果について 基本理念と基本方針について
	3月30日	第4回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 前回(第3回)協議会のおさらい 全体スケジュールについて 市民アンケート調査の結果等について 基本理念と基本方針について

年	開催月日	会議等	議題
令和5(2023)年度			
令和5年 (2023年)	5月22日	協議会(現地視察:多摩川左岸)	
	6月7日	第1回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第4回協議会の結果確認について 全体スケジュールについて 基本理念、基本方針の確認について 取組内容について 多摩市視察について
	6月26日	第5回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 前回(第4回)協議会のおさらい 全体スケジュールについて 基本理念、基本方針の確認について 取組内容について 多摩市視察について
	7月31日	協議会(事例視察:多摩市聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり)	
	8月17日	第2回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第5回協議会の結果確認について 全体スケジュールについて 取組内容(ハード整備・ソフト施策)及び取組スケジュールについて 数値目標について 推進体制と推進管理体制について
	8月30日	第6回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 前回(第5回)協議会のおさらい 全体スケジュールについて 取組内容(ハード整備・ソフト施策)及び取組スケジュールについて 数値目標について 推進体制と推進管理体制について
	10月4日	第3回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第6回協議会の結果確認について 全体スケジュールについて かわまちづくり計画(案)について パブリックコメントおよび市民説明会の実施について
	10月19日	第7回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 前回(第6回)協議会のおさらい 全体スケジュールについて かわまちづくり計画(案)について パブリックコメントおよび市民説明会の実施について
	12月1日 ~ 1月5日	パブリックコメント	
	12月9日 14日	市民説明会	
令和6年 (2024年)	2月9日	第4回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第7回協議会の結果確認について 全体スケジュールについて 狛江市かわまちづくり計画(素案)の修正箇所について パブリックコメントおよび市民説明会の結果について 狛江市かわまちづくり計画(最終版)について
	2月20日	第8回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 前回(第7回)協議会のおさらい 全体スケジュールについて 狛江市かわまちづくり計画(素案)の修正箇所について パブリックコメントおよび市民説明会の結果について 狛江市かわまちづくり計画(最終版)について

3 委員名簿

(1) 狛江市かわまちづくり計画策定協議会

狛江市かわまちづくり計画策定協議会委員名簿

(敬称略)

役職	委員名	所属など
委員長	上山 肇	法政大学大学院政策創造研究科教授
副委員長	二井 昭佳	国土館大学理工学部まちづくり学系教授
委員	小川 浩志	狛江市観光協会
	小越 栄美子	狛江市商工会
	池田 まり子	和泉多摩川商店街振興組合
	山口 巧	株式会社小田急SCディベロップメント
	本橋 文武	多摩川漁業組合狛江支部
	岩間 正隆	猪方町会
	倉山 裕治	パーク・ハイム狛江管理組合法人
	由井 敏雄	公募市民
	新屋 信隆	公募市民
	絹山 博史	公募市民
オブザーバー	堀越 直哉	国土交通省 関東地方整備局京浜河川事務所 河川環境課長



第1回協議会の様子（令和4（2022）年8月8日）



現地視察の様子（令和5（2023）年5月22日）

(2) 狛江市多摩川利活用等庁内検討委員会

狛江市多摩川利活用等庁内検討委員会委員名簿

役職	職名	氏名
委員長	環境政策課長	秋山 尊利
副委員長	地域活性課長	矢野 裕之
委員	政策室長	富田 泰
	未来戦略室長	銀林 悠
	安心安全課長	立道 雅央 (R4.9.30 まで) 鈴木 弘貴 (R4.10.1 から)
	児童育成課長	三宅 哲
	まちづくり推進課長	松野 貴洋
	道路交通課長	遠藤 克哉 (R5.3.31 まで) 一瀬 隆文 (R5.4.1 から)
	社会教育課長	鎌谷 京子

4 パブリックコメントと市民説明会

(1)パブリックコメント

パブリックコメントの実施概要

項目	内容
実施期間	令和5(2023)年12月1日(金)～令和6(2024)年1月5日(金)(36日間)
周知方法	広報こまえ(12月1日号) 市ホームページ SNS チラシ配布
提出方法	環境政策課への書面による提出 郵便による送付 電子メールによる送信 専用フォームによる送信
対象者	市内在住・在学・在勤者
結果	提出者数：9名 意見等件数：21件

(2)市民説明会

市民説明会の実施概要

項目	内容
実施日時	<p>■第1回 日時：令和5(2023)年12月9日(土) 午後1時～ 場所：市役所防災センター4階会議室</p> <p>■第2回 日時：令和5(2023)年12月14日(木) 午後7時～ 場所：市役所防災センター4階会議室</p>
周知方法	広報こまえ(12月1日号) 市ホームページ SNS チラシ配布
結果	<p>■第1回 参加者数：5名 意見等件数：9件</p> <p>■第2回 参加者数：1名 意見等件数：8件</p>

登録番号（刊行物番号）
R5-46

狛江市かわまちづくり計画

令和6（2024）年3月

発行 狛江市
編集 狛江市環境部環境政策課
狛江市和泉本町一丁目1番5号
電話 03-3430-1111
頒布価格 370円

the first two years of life, and the third year of life is the most difficult for the child.

The first year of life is the most difficult for the child because the child is completely dependent on the mother for all his needs. The child has to learn to walk, to talk, and to eat solid food. The child has to learn to separate from the mother and to interact with other people.

The second year of life is the most difficult for the child because the child has to learn to walk, to talk, and to eat solid food. The child has to learn to separate from the mother and to interact with other people.

The third year of life is the most difficult for the child because the child has to learn to walk, to talk, and to eat solid food. The child has to learn to separate from the mother and to interact with other people.

The fourth year of life is the most difficult for the child because the child has to learn to walk, to talk, and to eat solid food. The child has to learn to separate from the mother and to interact with other people.

The fifth year of life is the most difficult for the child because the child has to learn to walk, to talk, and to eat solid food. The child has to learn to separate from the mother and to interact with other people.

The sixth year of life is the most difficult for the child because the child has to learn to walk, to talk, and to eat solid food. The child has to learn to separate from the mother and to interact with other people.

The seventh year of life is the most difficult for the child because the child has to learn to walk, to talk, and to eat solid food. The child has to learn to separate from the mother and to interact with other people.

The eighth year of life is the most difficult for the child because the child has to learn to walk, to talk, and to eat solid food. The child has to learn to separate from the mother and to interact with other people.

The ninth year of life is the most difficult for the child because the child has to learn to walk, to talk, and to eat solid food. The child has to learn to separate from the mother and to interact with other people.

The tenth year of life is the most difficult for the child because the child has to learn to walk, to talk, and to eat solid food. The child has to learn to separate from the mother and to interact with other people.

The eleventh year of life is the most difficult for the child because the child has to learn to walk, to talk, and to eat solid food. The child has to learn to separate from the mother and to interact with other people.

The twelfth year of life is the most difficult for the child because the child has to learn to walk, to talk, and to eat solid food. The child has to learn to separate from the mother and to interact with other people.

The thirteenth year of life is the most difficult for the child because the child has to learn to walk, to talk, and to eat solid food. The child has to learn to separate from the mother and to interact with other people.